

☎はお問い合わせ先です

介護保険料の特別徴収が始まります

65歳以上の被保険者（第1号被保険者）のうち、年間18万円以上の高齢基礎年金や厚生年金が支給される方を対象に、介護保険料の特別徴収（天引き）が始まります。介護保険料額については、第1号被保険者の方全員に、今月半ばに通知書をお送りしてお知らせいたします。

天引きの対象とならない方の保険料の納付書は、10月半ばに改めてお送りいたします。

介護保険料の算出は、個人の所得に応じて5つの段階で決められます。具体的な決め方については、4月に広報と一緒に配りしてあります。パンフレット「平成12年度4月スタート介護保険制度」をご覧ください。（このパンフレットは市役所や各地区公民館でもお配りしております。）

また、平成12年度および13年度は、介護保険制度を円滑に導入するための特別な対策が第1号被保険者に行われます。

これは、平成12年4月の介護保険制度開始より6カ月間は保険料

の徴収をしないことと、それ以降の1年間は本来納めるべき額の半分を国が代わって負担するというものです。

この対策により、実際に介護保険料の天引きが始まるのは、10月に振り込みされる分からとなり、平成12年度の第1号被保険者の方が負担する介護保険料額は、本来納めるべき額の4分の1になります。

また、このことにより、天引きされない方へも同様に負担の軽減が行われます。

問 介護課 ☎22 13313
答 介護課 ☎22 13361



国民年金から 保険料の免除申請はお早めに！

国民年金には、保険料の免除制度があります。

所得が無いときや災害に遭ったときなど、保険料の納付が困難なときには、申し出て承認されると、申し出た月の前月より保険料が免除される申請免除や、障害年金や生活扶助などを受けている場合は、届け出ることにより保険料の納付が免除される法定免除とがあります。

「保険料の納付が大変だから」といって、未納のままにしておかないで免除制度をご利用ください。

人権擁護委員の委嘱について

平成12年6月1日付けをもって、法務大臣より次の方が人権擁護委員に委嘱されました。

齋藤さい氏
（白石市城南二丁目7-11）

人権擁護委員の主な仕事は、皆さんの人権が侵されないように絶えず見守り、もし人権が侵されたり侵害されようとしている場合には、相談相手になってその救済を図る

昨年年度に引き続き今年度も免除を希望する場合も、新たに申請書が必要ですので、至急手続きをとってください。

学生の皆さんへ！

20歳以上の学生免除申請は、世帯全員の収入により審査されておりましたが、今年度より新たに学生納付特例（免除）制度が施行され、学生本人の収入の有無により審査されることになりました。

この納付特例が承認されると、万が一けがや病気により一級から

児童手当現況届の提出を忘れていませんか？

児童手当を受けている方は、毎年6月に現況届を提出しなければなりません。（この現況届を提出しないと、引き続き児童手当を受けられなくなります。）まだ提出していない方は、大至急、市民課窓口で手続きをしてください。

該当する方には、6月半ばごろ通知してあります。

問 市民課総務係 ☎22 13112

固定資産税の知識 ①

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に土地、家屋、事業用の償却資産（これらを固定資産といいますが）を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。固定資産税は市税の中でも市民税とともに、市の行政サービスを実施するための重要な財源になっています。この固定資産税のしくみを3回に分けて簡単に解説いたします。

1. 固定資産税を納める人はだれですか？

固定資産税を納めるべき人（納税義務者）は固定資産の所有者ですが、土地および家屋については、登記簿に登記されている人または課税台帳に登録されている人であり、償却資産については、課税台帳に登録されている人となります。所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に亡くなっている場合は、賦課期日現在で、その固定資産を現に所有している人が納税義務者になります。

2. 税額どのように算定するのですか？

地方税法により、次のようなしくみで税額を計算します。（詳しくは窓口で、固定資産税のしおり）をお配りしています。）

- ① 固定資産を評価してその価格を決定します
- ② 価格をもとに課税標準額を算定します
- ③ 課税標準額 × 税率（1.4%） = 税額
- ④ 納税通知書で税額を通知します

※4回に分けて納税

ただし、課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合（免税点）は、課税されません。

3. 年の途中で土地を売買した場合、税金は月割りになるのですか？

固定資産税は、賦課期日である1月1日時点での所有者に、その年の税が課税されるしくみとなっていますので、その後所有者が変わったとしても固定資産税は月割りにはなりません。

「お願ひ」

家屋を取り壊した場合は、届け出を

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、税務課窓口で届け出をお願いします。後日、係員が現地調査にお伺いします。

なお、建て替えの場合は、新しい家屋の調査時に取り壊し家屋を確認します。

未登記の家屋の売買、贈与などをしたときは届け出を

未登記の家屋の売買などを行い所有者が変わったときは、届け出をお願いします。届け出がない場合、翌年の課税台帳を新所有者に変更できません。

家屋調査にご協力を

新築および増築などをされた家屋については、その家屋の評価を行うために、毎年6月ごろより家屋調査を行っています。対象となるのは、その年の1月2日以降に完成した家屋ですが、建築確認申請をしていない家屋であっても調査対象となります。また、家屋台帳の整備を行うため、随時調査させていただく場合がありますので、ご協力よろしくお願ひします。

固定資産税についてのお問い合わせは、税務課窓口（固定資産税係 ☎2 13113）にお尋ねください。

平成11年度市民文芸年度賞受賞作品及び作者

<p>歌壇</p> <p>はなやかな和服姿の初釜は 着物談議で緊張ゆるむ 村山 美代子</p> <p>サマータイム又復活の兆し有り 亡き母はサンマタイムと言いき 岡崎 澄子</p> <p>歓声をあげて下校の子等見居り 田んぼまたぎて大き虹立つ 佐藤 ひで</p>	<p>俳壇</p> <p>農を継ぐ初心忘れず卒業す 三浦 愛嶺</p> <p>七夕にふるさとの和紙折りにけり 佐藤 周子</p>	<p>柳壇</p> <p>秋涼に突き出し簞ゆ天守閣 岩沢 伍峯</p> <p>身を燃やし闇路に誘う恋螢 一條 芳子</p>	<p>子に残す光る一語が見つからぬ 片岡 鶴子</p> <p>昭和史にとつぷりつかつて古希の春 大沼 妙子</p>
--	---	--	---